

## 募集

### 病児施設職員(保育士)

詳細は病児保育室へお問い合わせ下さい。

対有資格者

○はやしクリニック病児保育室(☎793・3722) = 保育士(パート)

問子育て推進課☎724・4468

### 町田市子ども・子育て会議公募委員

市では、子ども・子育て支援に関する取り組みを推進するため、「町田市子ども・子育て会議」で計画策定や実施状況の評価、進捗確認などを行っています。会議では子育て中の保護者からも意見をいただいています。

公募委員に欠員が生じたため、新たに委員を公募します。

対申し込み時において次のすべての条件を満たす方 ①市内在住の、2019年4月1日時点で20歳以上である②2019年4月1日時点で18歳以下の子どもの保護者である③子育て支援に理解と関心がある④任期中の会議に出席できる⑤市の他の附属機関等(会議)の委員になっていない = 2人以内

任期7月1日～2020年3月31日(全5回程度)

報酬1回の会議出席につき1万円

選考1次=書類、2次=面接

申込募用紙(子ども総務課[市庁舎2階]で配布、町田市ホームページでダウンロード可)に記入のうえ、作文

(テーマ=将来を担う人が育つまちをつくるために、市民と行政が協働でできること、800字程度)と併せて、4月15日～5月7日午後5時(必着)に、直接または郵送で子ども総務課へ。

問子ども総務課☎724・2876

## お知らせ

### 国民年金制度

#### 学生納付特例のご案内

国民年金制度には、20歳以上の学生で、本人の前年所得が一定額以下のために国民年金保険料を納めることが困難な場合に、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

学生納付特例の利用を希望する方は、年度ごとに申請が必要です。

必要書類等、詳細は町田市ホームページをご覧ください。

市HP [学生納付特例](#) [検索](#)

問保険年金課☎724・2127

#### 住宅バリアフリー化改修工事助成金

住宅(賃貸を除く)のバリアフリー化のための改修工事に対する助成制度です。市内事業者が施工する改修工事が対象です(既に契約や着工している工事は助成の対象外)。

制度の詳細は、住宅課へお問い合わせいただくか、町田市ホームページをご覧ください。

受付期間5月15日(水)～30日(木)

\*予定件数を超えた場合は抽選で

す。

問住宅課☎724・4269

### 民生委員・児童委員に異動がありました

次の地域の民生委員・児童委員が新たに委嘱されました。

地区忠生第二

地域境川住宅21～35号

担当委員(新) 大村統卓☎090・1105・1114

\*その他の地域の担当は、お問い合わせ下さい。

問福祉総務課☎724・2537

### 小・中学校で必要な費用の一部を援助しています

お子さんを小・中学校に就学させることが困難な、経済的に困りの保護者に対して、学校に必要な費用や入学準備金等の一部を援助しています。

市内在住で町田市立以外の小・中学校(義務教育学校前期・後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む)及び私立小・中学校に在籍の方も申請できます。

なお、小学1・4年生、中学1年生のお子さんがある方は、前年度受給されていても改めて申請が必要です。

#### 【就学援助費】

対①生活保護を受けている方②世帯全員の2018年中の合計所得の合算が一定の基準額を超えない方

内学用品通学用品費・入学準備金・給食費・修学旅行費等の援助

\*町田市立小・中学校以外に在籍の方は、給食費は対象外です。

#### 【就学奨励費】

対①町田市立小・中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者②小・中学校の通常の学級に在籍し、特別支援学校に入学可能な障がいの程度に当てはまる場合

内学用品通学用品費・入学準備金・給食費・修学旅行費・宿泊訓練費等の援助(世帯の所得により援助の内容が異なる)

\*通級指導学級在籍の方には、通級費のみを支給します。

◇

申4月26日までに直接学校または学務課(市庁舎10階、郵送も可、4月30日消印有効)へ。

問学務課☎724・2176

### エコ(環境)に関するアンケートを実施

市では、環境施策を進める計画として「第二次町田市環境マスタープラン」を策定し、計画に基づいた施策の進み具合や目標の達成状況などを毎年、点検・評価しています。

2018年度の点検・評価を行うにあたり、市民の皆さんに環境についての意識や、市の環境施策に対するご意見などをお聞きする「エコ(環境)に関する市民アンケート」を実施します。市内在住の方3000人を対象に、アンケート用紙を郵送しますので、ご協力をお願いします。

問環境政策課☎724・4386

### 市立博物館・国際版画美術館

#### 新館長就任のお知らせ

市立博物館・国際版画美術館に、4月1日付けで、それぞれ新館長が就任しました。

○市立博物館長 伊藤嘉章氏

昭和32年、岐阜県生まれ。愛知県陶磁美術館総長。専門は日本陶磁史(中近世)。

○国際版画美術館長 大久保純一氏

昭和34年、徳島県生まれ。国立歴史民俗博物館教授。専門は浮世絵を中心とした近世絵画史。

### 公開している会議 傍聴のご案内

| 会議名            | 日時                    | 会場           | 定員         | 申し込み                          |
|----------------|-----------------------|--------------|------------|-------------------------------|
| 町田市廃棄物減量等推進審議会 | 4月25日(木)午後6時30分～8時30分 | 市庁舎2階 会議室2-1 | 10人(申し込み順) | 4月24日午後5時までに環境政策課(☎724・4379)へ |

## 国民健康保険税の税率を改定しました

問保険年金課☎724・2124

1人あたりの医療費の増加や加入者の高齢化等により、国民健康保険事業が厳しい財政状況にあることから、国民健康保険税(国保税)の税率を改定しました。併せて、地方税法施行令の改正による課税限度額の改定、所得の低い世帯への軽減措置の拡充も行います。

なお、7月上旬に納税通知書をお

送りします。具体的な年税額が記載されていますので、ご確認下さい。

#### 【国保税の計算方法】

国保税は、医療分、後期高齢者支援金分、介護分(40～64歳の方のみ)の合計で計算されます(表1参照)。

医療分は、国保被保険者の医療費の支払いに充てられ、後期高齢者支援金分は、後期高齢者医療制度への

運営支援に充てられます。介護分は、40～64歳の方に対する介護保険料の負担分です。

#### 【課税限度額の改定】

医療分、後期高齢者支援金分、介護分のそれぞれの合算額が、それぞれに定められた課税限度額を超えた場合、年税額は課税限度額の金額になります。2019年度は医療分の課税

限度額を改定しました(表1参照)。

#### 【軽減判定所得の拡大】

所得の低い世帯の方は、同一世帯内の所得額や被保険者数などに応じて、国保税の均等割額が軽減されます。2019年度は5割軽減・2割軽減の判定基準を拡大しました(表2参照)。

表1 2019年度からの新しい国保税率(額)

| 区分(対象者)      | 医療分   |         | 後期高齢者支援金分 |        | 介護分(40～64歳の方) |         |
|--------------|-------|---------|-----------|--------|---------------|---------|
|              | 改定前   | 改定後     | 改定前       | 改定後    | 改定前           | 改定後     |
| 所得割額A(所得に対し) | 5.20% | 5.40%   | 1.76%     | 1.82%  | 1.55%         | 1.61%   |
| 均等割額B(1人あたり) | 3万円   | 3万1100円 | 1万200円    | 1万500円 | 1万2000円       | 1万2400円 |
| 課税限度額        | 58万円  | 61万円    | 19万円      | 19万円   | 16万円          | 16万円    |

\*1 所得割額Aは、加入者それぞれの前年の総所得金額等から基礎控除33万円を引いた額に税率をかけて計算します。

\*2 世帯単位で計算したA・Bの合計が課税限度額を超えた場合、年税額は課税限度額の金額となります。

表2 2019年度 国保税の均等割額軽減表

| 区分   | 年度     | 軽減判定基準                   |
|------|--------|--------------------------|
| 7割軽減 | 2019年度 | 33万円以下(変更無し)             |
|      | 2018年度 | 33万円+(28万円×国保加入者数)以下     |
| 5割軽減 | 2019年度 | 33万円+(27万5000円×国保加入者数)以下 |
|      | 2018年度 | 33万円+(51万円×国保加入者数)以下     |
| 2割軽減 | 2019年度 | 33万円+(50万円×国保加入者数)以下     |
|      | 2018年度 | 33万円+(50万円×国保加入者数)以下     |

\*特定同一世帯所属者(国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した後も、継続して同一の世帯に属する方)がいる場合は、その人数も軽減判定基準に算入します。

\*1954年1月1日以前に生まれた、公的年金等の受給者の方は、公的年金から15万円を限度に控除があります。

2019年度 国保税の計算例(年額)

【ケース1】年金収入のみの方の世帯(65歳以上の夫婦2人世帯で、夫のみの年金収入で計算)

| 年金収入  | 年金所得  | 国保税      | 軽減 |
|-------|-------|----------|----|
| 153万円 | 33万円  | 2万4900円  | 7割 |
| 168万円 | 48万円  | 3万5700円  | 7割 |
| 224万円 | 104万円 | 9万2800円  | 5割 |
| 270万円 | 150万円 | 15万900円  | 2割 |
| 350万円 | 225万円 | 22万1700円 | —  |
| 450万円 | 304万円 | 27万8800円 | —  |

\*妻の年金収入が120万円までは、ケース1の国保税です。  
\*収入は目安です。

【ケース2】給与収入のみの方の世帯(40歳代の夫婦2人・子ども2人の4人世帯で、夫のみの給与収入で計算)

| 給与収入  | 給与所得  | 国保税      | 軽減 |
|-------|-------|----------|----|
| 233万円 | 145万円 | 19万4300円 | 5割 |
| 363万円 | 237万円 | 33万2900円 | 2割 |
| 450万円 | 306万円 | 43万2100円 | —  |
| 550万円 | 386万円 | 50万2800円 | —  |
| 650万円 | 466万円 | 57万3500円 | —  |
| 750万円 | 555万円 | 65万2000円 | —  |

\*妻の給与収入が65万円までは、ケース2の国保税です。  
\*収入は目安です。